



令和3年11月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
[Redacted] 所得税等決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和3年9月7日

判 決

5

原 告 [Redacted]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣	古 川 禎 久
処 分 行 政 庁	岡山東税務署長 西川勝利
同 指 定 代 理 人	青 山 耕 治
同	正 木 一 紀
同	渡 邊 千 加 子
同	宍 戸 英 生
同	広 瀬 健 太 朗

10

15

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

岡山東税務署長が平成30年3月26日付けで原告に対してした平成28年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

25

本件は、原告が、岡山東税務署長が原告に対して平成30年3月26日付けでした平成28年分の所得税及び復興特別所得税（以下、これらを併せて「所

得税等」という。)の額を決定する処分(以下「本件決定処分」という。)並びに所得税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件決定処分と併せて「本件各処分」という。)が違法であるとして、本件各処分の取消しを求める事案である。

5 1 関係法令の定め(本件に関連する部分のみ抜粋する。)

別紙1のとおり。

2 前提事実(当事者間に争いがない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告の平成28年中の収入

10 原告は、平成28年中に、給与及び賞与(以下「給与等」という。)として、別紙2の「支払者」欄に記載の各支払者から「支払金額」欄記載の各金額の支払を受け、その合計支払金額は2846万9148円であった(乙4の1~3)。

15 また、原告は、平成28年中に、公的年金等として、XXXXXXXXXXから10万9844円を受給した(乙5)。

(2) 本件各処分に至る経緯

20 原告は、岡山東税務署長に対し、平成28年分の所得税等の確定申告書を法定申告期限である平成29年3月15日までに提出しなかった。そのため、岡山東税務署長は、通則法25条に基づき、平成30年3月26日付けで、原告に対し、前記(1)記載の給与等及び公的年金等の収入があったとして、これらを収入金額として給与所得の金額を計算し、原告の平成28年分の所得税等の納付すべき税額を95万1000円とする本件決定処分及び平成28年分の所得税等に係る無申告加算税の額を26万円とする本件賦課決定処分をして、その旨を原告に通知した。(乙3)

25 (3) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 原告は、平成30年6月5日、岡山東税務署長に対し、本件各処分の全



給与所得の金額の算定に当たり、本件給与等の金額から本件差押相当額を差し引いた金額を収入金額とすべき法上の根拠はなく、本件決定処分に係る所得税等の金額の計算は法の規定に則った適正なものである。

5 本件決定処分内容及び手続において、他に違法な点もないから、本件決定処分は適法である。

(原告の主張)

10 ア 岡山東税務署長は、本件給与等2039万8548円全額を平成28年の収入金額に算入して給与所得の金額を計算し、本件決定処分をしたものであるが、本件給与等のうち本件差押相当額である783万6609円については、本件差押命令により実収入とはなっていない。そのため、給与所得の金額の計算に当たっては、本件給与等2039万8548円から本件差押相当額783万6609円を控除した額を収入金額として、所得税等の金額を算定すべきであった。

15 イ また、本件決定処分には以下の違法事由がある。

15 (ア) (i) 平成26年分及び平成27年分の所得税等に係る各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分の取消しを求める訴訟 ( [REDACTED] [REDACTED] )、(ii) 岡山東税務署長が原告の平成25年分及び平成26年分の所得税等予定納税並びに延滞税に係る滞納処分 (以下「別件滞納処分」という。) に基づき、 [REDACTED] が  
20 供託した供託金38万7595円を広島法務局福山支局から受領したことについて、同受領金が不当利得であると主張して、被告に対し、その返還を求める訴訟 ( [REDACTED] ) 及び  
25 (iii) 岡山東税務署長が原告に対してした別件滞納処分における各行為の違法確認と上記(i)の訴訟において被告が提出した各準備書面の記載内容が虚偽であることの確認を求める訴訟 ( [REDACTED] [REDACTED] ) (以下、これらの訴訟を「別件訴訟」という。)

が係争中であり、本件と同一の法律効果の発生を目的としているから、一連の違法は本件にも承継される。

5 (イ) 本件決定処分のお知らせ（乙3）に理由が記載されていないのは理由付記の不備に該当し、通則法74条の14第1項、行政手続法14条に違反する。

(ウ) 被告が、原告から郵送された書面（甲8, 9, 13, 14）に対して何も回答せず、その一部が返戻されたことは、憲法21条に違反する。

ウ したがって、本件決定処分は違法である。

(2) 争点2（本件賦課決定処分の適法性）について

10 (被告の主張)

原告は、確定申告書を提出すべき義務を負っていたにもかかわらず、平成28年分に係る所得税等の確定申告書を法定申告期限内に提出しなかったためであるから、通則法66条により、無申告加算税が課される。なお、原告は、岡山東税務署長に対して、確定申告については正当な課税がなされるまで提出を保留する旨の通知を行っていたことを、無申告加算税を課すべきでない理由として主張するが、このような通知を行っていたことは、期限内申告書の提出がなかったことについての正当な理由（通則法66条1項ただし書）には該当しない。

15

20

そして、本件賦課決定処分における無申告加算税の金額の計算は通則法の規定に則った適正なものであるから、本件賦課決定処分は適法である。

(原告の主張)

原告は、岡山東税務署長に対し、別件訴訟に係る係争等を理由に、確定申告については正当な課税がなされるまで提出を保留する旨を内容証明付郵便（甲18～20, 24）で通知していたのであるから、本件賦課決定処分は違法である。

25

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件決定処分 of 適法性) について

(1) 前記前提事実 of 平成28年中 of 原告 of 収入をもとに, 前記第2の1 of 法 of 規定に基づいて平成28年分における原告が納付すべき所得税等 of 額を計算すると, 以下 of とおり95万1000円となる。

5 ア 総所得金額 (別紙3 of 順号⑤)

総所得金額は, 法22条2項1号 of 規定により, 次 of (ア)及(イ) of 合計額である2616万9148円となる。

(ア) 給与所得 of 金額 (別紙3 of 順号②)

10 給与所得 of 金額は, 収入金額である別紙2 of 「支払金額」欄 of 合計額2846万9148円 (本件給与等全額を含む。) から, 法28条2項に基づき, 同条3項6号に規定する給与所得控除額230万円を控除した金額である2616万9148円となる。

(イ) 雑所得 of 金額 (別紙3 of 順号④)

15 雑所得 of 金額は, [REDACTED] から受給した公的年金等 of 額である10万9844円から, 法35条2項1号に基づき, 同条4項に規定する公的年金等控除額70万円を控除した金額である0円となる。

イ 所得控除 of 額 of 合計額 (別紙3 of 順号⑩)

所得控除 of 額 of 合計額は, 次 of (ア)から(エ)まで of 合計額である274万5562円となる。

20 (ア) 社会保険料控除 of 額 (別紙3 of 順号⑥)

社会保険料控除 of 額は, 法74条1項 of 規定により, 原告が平成28年中に支払った社会保険料 of 合計額198万5562円である (乙4 of 1)。

(イ) 配偶者控除 of 額 (別紙3 of 順号⑦)

25 配偶者控除 of 額は, 原告 of 妻である [REDACTED] が法2条1項33号所定 of 控除対象配偶者に該当することから, 法83条1項に規定する金額

である38万円となる。

(ウ) 扶養控除の額 (別紙3の順号⑧)

原告は、                    の給与支払報告書(乙4の1)において、原告の子である                    を控除対象扶養親族としているが、同人の平成28年分の合計所得金額は38万円を超えているため(乙11)、法2条1項34号(平成30年法律第7号による改正前のもの。)所定の扶養親族に該当せず、法84条1項の規定の適用はない。したがって、扶養控除の額は0円となる。

(エ) 基礎控除の額 (別紙3の順号⑨)

基礎控除の額は、法86条1項(平成30年法律第7号による改正前のもの。)に規定する金額である38万円となる。

ウ 課税総所得金額 (別紙3の順号⑩)

課税総所得金額は、法21条1項3号の規定により、前記アの総所得金額2616万9148円から前記イの所得控除の額の合計額274万5562円を控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である2342万3000円となる。

エ 課税総所得金額に対する税額 (別紙3の順号⑪)

課税総所得金額に対する税額は、前記ウの課税総所得金額を基に、法89条の規定により算出した金額である657万3200円となる。

オ 復興特別所得税額 (別紙3の順号⑫)

復興特別所得税額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法13条に基づき、基準所得税額(同法10条1号)である前記エの657万3200円(別紙3の順号⑬)に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である13万8037円となる。

カ 源泉徴収税額（別紙3の順号⑯）

源泉徴収税額は、乙第4号証の1から3までの各「源泉徴収税額」欄の合計金額である576万0172円である。

キ 申告納税額（別紙3の順号⑰）

5 申告納税額は、前記エの課税総所得金額に対する税額657万3200円及び前記オの復興特別所得税額13万8037円の合計額から前記カの源泉徴収税額576万0172円を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である95万1000円となる。

10 ク 納付すべき税額（別紙3の順号⑱）

納付すべき税額は、前記キの申告納税額である95万1000円と同額となる。

(2)ア これに対し、原告は、本件給与等のうち本件差押相当額である783万6609円については、本件差押命令により実収入とはなっていないため、給与所得の金額の計算に当たっては、本件給与等2039万8548円から本件差押相当額783万6609円を控除した額を収入金額として、所得税等の算定をすべきであった旨主張する。

15 イ 所得税は、原則として、納税義務者の区分に応じ、それぞれに定められている課税所得の範囲に含まれる全ての所得に課税されるものであるが、所得の性質上所得税を課することが適当でないものや政策的見地等から課税しないことが適当であるものについては、本来所得に含まれるものであっても非課税所得として所得税を課さないこととされている（法9条1項各号）。

20 そして、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいうものとされ（法28条1項）、給与所得の金額は、その年中の同項所定の給与等の収入金額から給与所



得控除額を控除した残額とされる（同条2項）。同項の「その年中の給与等の収入金額」とは、その年において給与等として収入すべき金額とされている（法36条1項）。

5 これらの規定からすれば、収入金額は、法9条1項各号所定の非課税所得を除く、その年において給与等（法28条1項）として収入すべき金額をもって定まるものといえる。

10 ウ また、前記イのとおり、給与所得の金額は、その年中の同項所定の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされる（法28条2項）、同項に規定する給与所得控除額は、同条3項各号に掲げる収入金額の区分に応じた法定の金額とされている。

15 加えて、法57条の2第1項は、居住者が、各年において同条2項各号所定の特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が法28条2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、その年分の同項に規定する給与所得の金額は、同項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする旨の特例を定めている。

20 このように、法は、法28条1項所定の給与等について、個々の実額計算による必要経費ではなく、給与等の収入金額に応じた法定の給与所得控除額を控除することによって給与所得の金額を算出するという、概算控除の制度を採用しており、法57条の2に規定する特定支出の控除の特例に該当する場合以外には、実額による必要経費の控除は、法律上認められていないものといえる。

25 エ 本件についてみると、本件差押相当額は法9条1項各号所定の非課税所得のいずれにも該当せず、給与所得の金額の計算上、差押えに係る額を差し引いた金額を収入金額とする旨の法令等も存在しないから、本件差押相当額を含む本件給与等全額が、平成28年において給与等（法28条1項）として収入すべき金額に当たるといえる。

そして、本件差押相当額は、本件差押命令により岡山地方裁判所が差し押さえた金額であり、法57条の2第2項各号所定の特定支出のいずれにも該当しないことは明らかである上、前記前提事実のとおり、原告は、平成28年分の確定申告書を提出していないのであるから、平成28年分において、同条に規定する特定支出の控除の特例を適用する前提を欠くものといえる（同条3項）。

したがって、給与所得の金額の計算において、本件差押相当額を控除すべきとする原告の主張は採用できない。

(3) 以上によれば、本件決定処分において納付すべきとされた所得税等の税額95万1000円は、関係法令に基づいて算定された適正なものと認められる。

(4) さらに原告は、①別件訴訟が係争中であり、本件と同一の法律効果の発生を目的としているから、一連の違法は本件にも承継される、②本件決定処分の通知書（乙3）に理由が記載されていないのは理由付記の不備に該当し、通則法74条の14第1項、行政手続法14条に違反する、③被告が、原告から郵送された書面（甲8、9、13、14）に対して何も回答せず、その一部が返戻されたことは、憲法21条に違反する旨主張する。

ア 上記①について

前記のとおり、所得税は、各年分ごとに、その年において収入すべき金額をもとに課税するものとされており（法28条2項、36条1項参照）、純損失の繰越控除（法70条）等の特別の場面を除き、ある年分の所得税の額は、過去の年分の所得税の額により影響を受けるものではない。したがって、別件訴訟において争われている平成27年分以前の課税に係る処分等の違法性が本件決定処分に承継されるものとは解されず、原告の上記①に係る主張は採用できない。

イ 上記②について

5 本件決定処分を行うに当たっては、通則法74条の14第1項、行政手  
続法14条1項に基づき理由付記が求められるところ、その趣旨は、名宛  
人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に  
鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するととも  
10 5 処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある  
ものと解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、上記趣旨に  
照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否  
及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因と  
なる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁判  
所平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集6  
5巻4号2081頁参照）。

これを本件についてみると、本件決定処分の通知書の「処分の理由」欄  
には、原告が納付すべき所得税等について、所得税法等の各条文を摘示し  
つつ、(i)原告が所得税等に係る確定申告書を提出していないこと、  
15 (ii)原告が居住者に該当し確定申告書の提出義務があること、(iii)原  
告の給与等の収入金額及びその内訳、給与所得控除の金額、これらから計  
算した給与所得の金額、総所得金額、所得金額から差し引かれる各種控除  
の金額、これらにより算定される納付すべき税額等が記載されている(乙  
20 3)。これらの記載によれば、本件決定処分に至る判断過程が逐一検証で  
きる程度に具体的に理由が記載されており、上記趣旨に照らし、十分な程  
度の理由が付記されているものといえる。

したがって、上記②に係る原告の主張は採用できない。

ウ 上記③について

25 被告において、原告から郵送された書面(甲8, 9, 13, 14)に対  
して回答すべき法令上の義務があるものとは認められない上、当該回答を  
しなかったことにより、本件決定処分が違法となる根拠も明らかでない。

したがって、原告の上記③に係る主張は採用できない。

(5) 以上によれば、本件決定処分は適法である。

## 2 争点2 (本件賦課決定処分の適法性) について

5 (1) 原告は、岡山東税務署長に対し、別件訴訟に係る係争等を理由に、確定申告については正当な課税がなされるまで提出を保留する旨を内容証明付郵便(甲18~20, 24)で通知していたのであるから、本件賦課決定処分は違法である旨主張する。

10 前記前提事実のとおり、原告は、平成28年分の給与等の収入金額が2846万9148円であって2000万円を超えているため、法121条所定の確定申告を要しない場合に該当せず、法123条所定の確定損失申告書も提出していないから(弁論の全趣旨)、法120条1項に基づき、平成28年分の所得税について平成29年2月16日から同年3月15日までの期間に確定申告書を提出すべき義務を負っていたといえる。

15 しかるに、原告は、岡山東税務署長に対し、平成28年分の所得税等の確定申告書を上記法定申告期限までに提出しなかったところ、上記のような通知を行っていたことが、「正当な理由があると認められる場合」(通則法66条1項ただし書)に該当するか否かについて検討する。

20 通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由があると認められる場合」とは、災害、交通・通信の遮断等、法定申告期限内に申告書が提出されなかったことについて真に納税者の責めに帰すことのできない客観的な事情があり、申告納税制度の秩序を維持し適正な申告納税の実現を確保することを目的として、適正に法定申告期限までに申告をした者とこれを怠った者との間に生じる不公平を是正するとともに、申告義務違反の発生を防止するという無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

25 これを本件についてみると、前記1(4)アで説示したとおり、平成28年分

の所得税等の額は、別件訴訟において争われている平成27年分以前の所得税等の額により影響を受けるものではないため、原告において、平成28年分の所得税等の確定申告を行うことに何らの支障はなかったといえる。そうすると、原告が、岡山東税務署長に対し、別件訴訟に係る係争等を理由に、  
5 適正と考える課税がなされるまで確定申告の提出を保留する旨を通知していたとしても、かかる通知には何ら合理的理由があるものとはいえず、法定申告期限内に申告書が提出されなかったことについて真に原告の責めに帰すことのできない客観的な事情があったものということとはできない。したがって、原告において上記通知を行っていたことは、通則法66条1項ただし書  
10 所定の「正当な理由があると認められる場合」に該当しない。

したがって、原告の主張は採用できない。

(2)ア 前記(1)のとおり、原告は、確定申告書を提出すべき義務を負っていたにもかかわらず、「正当な理由」(通則法66条1項ただし書)なく、平成28年分に係る所得税等の確定申告書を法定申告期限内に提出しなかったために、通則法25条に基づき本件決定処分を受けた者であるから、通則法66条1項1号に基づき、無申告加算税が課されることとなる。

また、前記1で説示したとおり、本件決定処分は適法であり、納付すべき税額は95万1000円であって50万円を超えることから、無申告加算税につき、通則法66条2項の加算がなされる。

さらに、原告は、平成28年12月15日付けで平成26年分及び平成27年分の所得税等について、無申告加算税の賦課決定を受けていることから(乙12の1, 2)、本件決定処分のあった日である平成30年3月26日の前日から起算して5年前の日までの間に、所得税等について無申告加算税を課されたことがあるため、無申告加算税につき、通則法66条  
20 4項の加算がなされる。  
25

イ そうすると、平成28年分における原告の無申告加算税の額は、平成2

8年分の所得税等につき原告が納付すべき税額95万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別紙4の順号②）を基礎として、（i）通則法66条1項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の15の割合を乗じて算出した金額14万2500円（別紙4順号④）に、（ii）同条2項の規定に基づき、当該基礎となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額45万円（別紙4順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額2万2500円（別紙4順号⑦）及び（iii）同条4項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額9万5000円（別紙4順号⑩）を加算した合計金額26万円（別紙4順号⑪）となる。

(3) 以上によれば、本件賦課決定処分における無申告加算税の額26万円は、関係法令に基づいて算定された適正なものと認められるから、本件賦課決定処分は適法である。

### 3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 奥 野 寿 則

裁判官 安 部 朋 美

裁判官 大 島 眞 美



別紙 1 (関係法令の定め)

第 1 所得税法 (特に断りのない限り平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの。  
以下「法」という。) の定め

1 非課税所得

5 法 9 条 1 項は、非課税所得について規定しており、同項各号において、所得  
) の性質や担税能力等からみて、また、所得によっては社会政策等の政策的見地  
からみて、所得税の課税対象とすることが適当ではないと認められる所得を非  
課税所得として列挙している。

2 給与所得

10 法 28 条 1 項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこ  
れらの性質を有する給与に係る所得をいう旨規定し、同条 2 項は、給与所得の  
金額は、その年中の同条 1 項所定の給与等の収入金額から給与所得控除額を控  
除した残額とする旨規定し、同条 3 項 (平成 26 年法律第 10 号による改正の  
うち、平成 28 年分の所得税に適用されるもの。以下同じ。) は、給与所得控  
15 除額は、同項各号に掲げる収入金額の区分に応じた法定の金額とする旨規定し  
ている。

3 雑所得 (公的年金等)

法 35 条 2 項 1 号は、公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年  
金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額とする旨規定し、同条 3  
20 項は、公的年金等とは、同項各号に掲げる年金をいう旨規定し、同条 4 項 (平  
成 30 年法律第 7 号による改正前のもの。以下同項につき同じ。) は、公的年  
金等控除額は、同項各号に掲げる収入金額の区分に応じた法定の金額とする旨  
規定している。

4 収入金額

25 法 36 条 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額  
又は総収入金額に算入すべき金額について、別段の定めがあるもの (法 39 条



ないし44条の3, 52条3項, 54条3項, 65条ないし67条)を除き,  
その年において「収入すべき金額」とする旨規定している。

#### 5 給与所得者の特定支出の控除の特例

5 法57条の2第1項は, 居住者が, 各年において特定支出をした場合において, その年中の特定支出の合計額が法28条2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは, その年分の同項に規定する給与所得の金額は, 同項及び同条4項の規定にかかわらず, 同条2項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする旨規定している。

10 また, 法57条の2第2項(平成30年法律第7号による改正前のもの。以下同項につき同じ。)は, 同条1項に規定する特定支出とは, 居住者の同条2項各号に掲げる支出(いわゆる通勤費, 転任に伴う転居費, 研修費, 資格取得費, 単身赴任者の帰宅旅費, 図書費等の勤務に関する必要経費の6種類の支出のうち一定の要件を満たすもの)をいう旨規定している。

15 さらに, 法57条の2第3項において, 同条1項の規定は, 確定申告書, 修正申告書又は更正の請求書に1項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり, かつ, 同条2項各号に規定する特定支出に関する明細書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り適用する旨規定している。

#### 6 確定申告

##### 20 (1) 確定申告の義務

25 法120条1項(平成31年法律第6号による改正前のもの。以下同項につき同じ。)は, 居住者は, ①その年分の総所得金額, 退職所得金額及び山林所得金額の合計額が所得控除(法第2編第2章第4節)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において, ②その超える金額をそれぞれ課税総所得金額, 課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして税率の規定(法89条)を適用して計算した所得税の合計額が配当控除額

(法92条)を超えるときは、③確定損失申告書(法123条)を提出する場合を除き、その年の翌年の2月16日から3月15日までの期間において、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならない旨規定している。

5 (2) 確定申告を要しない場合

法121条1項は、前記(1)に該当する場合であっても、その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき法28条1項に規定する給与等の収入金額が2000万円以下であり、法121条1項各号のいずれかに該当する場合には、法120条1項の規定による申告書を提出することを要しない旨規定している。

10

第2 国税通則法(平成29年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。)の定め

1 通則法は、納税申告書が提出されず、通則法25条の規定による決定があった場合には、当該納税者に対し、決定に基づき通則法35条2項の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課するが(通則法66条1項1号)、期限内申告書(通則法17条2項)の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税を課さない旨規定している(通則法66条1項ただし書)。

15

2 また、通則法66条2項は、同条1項に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

20

3 さらに、通則法66条4項は、同条1項に該当する場合において、その期限後申告書(通則法18条2項)若しくは修正申告書(通則法19条3項)の提出又は更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間

25

に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、通則法66条1項の無申告加算税の額は、同項及び同条2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、同条1項に規定する納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

5

以上

## 給与収入の内訳（平成28年分）

（単位：円）

支払者	支払金額	源泉徴収税額
	20,398,548	3,513,477
	6,989,600	2,189,600
	1,081,000	57,095
合計金額	28,469,148	5,760,172

(注1) 上記「支払金額」欄は、乙第4号証の1ないし3の「支払金額」欄の各金額である。

(注2) 上記「源泉徴収税額」欄は、乙第4号証の1ないし3の「源泉徴収税額」欄の各金額である。

## 被告主張額の内訳表

(単位：円)

項目		年分	順号	平成28年分
給与所得	収入金額		①	28,469,148
	給与所得の金額		②	26,169,148
雑所得	収入金額		③	109,844
	雑所得の金額		④	0
総	所得金額 (② + ④)		⑤	26,169,148
	社会保険料控除の額		⑥	1,985,562
	配偶者控除の額		⑦	380,000
	扶養控除の額		⑧	0
	基礎控除の額		⑨	380,000
	所得控除の額の合計額		⑩	2,745,562
	課税総所得金額 (⑤ - ⑩)		⑪	23,423,000
	課税総所得金額 に対する税額		⑫	6,573,200
	差引所得税額 (基準所得税額)		⑬	6,573,200
	復興特別所得税額 (⑬ × 2.1%)		⑭	138,037
	所得税及び復興特別所得税 (⑬ + ⑭)		⑮	6,711,237
	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額		⑯	5,760,172
	申告納税額 (⑮ - ⑯)		⑰	951,000
	所得税及び復興特別所得税の 予定納税額		⑱	0
	納付すべき税額 (⑰ - ⑱)		⑲	951,000

(注1) 上記①の金額は、別表1-1の「支払金額」欄の合計金額である。

(注2) 上記③の金額は、別表1-2の「支払金額」欄の合計金額である。

(注3) 上記⑩の金額は、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注4) 上記⑯の金額は、別表1-1ないし同表1-2の「源泉徴収税額」欄の各合計金額である。

(注5) 上記⑰の金額は、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

## 被告主張額の内訳表（無申告加算税の額）

（単位：円）

項目	年分	順号	平成28年分
加算税の対象となる税額 （別紙3順号⑱）		①	951,000
通常分	加算税の基礎となる税額	②	950,000
	加算税の割合	③	15 / 100
	加算税の額	④	142,500
2項に基づく加重分 国税通則法66条第	加算税の基礎となる税額 （① - 50万円）	⑤	450,000
	加算税の割合	⑥	5 / 100
	加算税の額	⑦	22,500
4項に基づく加重分 国税通則法66条第	加算税の基礎となる税額（②）	⑧	950,000
	加算税の割合	⑨	10 / 100
	加算税の額	⑩	95,000
無申告加算税の額 （④ + ⑦ + ⑩）		⑪	260,000

(注) 上記②及び⑤の金額は、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

これは正本である。

令和3年11月9日

岡山地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 坂根優子

